

助産所評価のご案内

なぜ、いま助産所評価なのか？

現在、様々な分野で第三者による認証評価が行われています。医療施設では、病院医療機能評価が行われていますが、助産所に対する第三者による評価は実施されていませんでした。現在、地域における助産師の活動が広く人々の期待を集めています。とくに助産所における助産実践が社会の理解と信頼を得るには、客観的・中立な立場からの認証評価を受けることが必要です。

助産所が評価を受ける最大の意義は、助産師ひとりひとりが「助産所はどうあるべきか」「そのために助産師は何をすべきか」などを深く考えるきっかけになることです。改善項目に助産所のスタッフが一丸となって取り組むことで、結果として真の意味での「質の向上と医療安全」につなげることができるのです。



特定非営利活動法人 日本助産評価機構
助産実践評価部

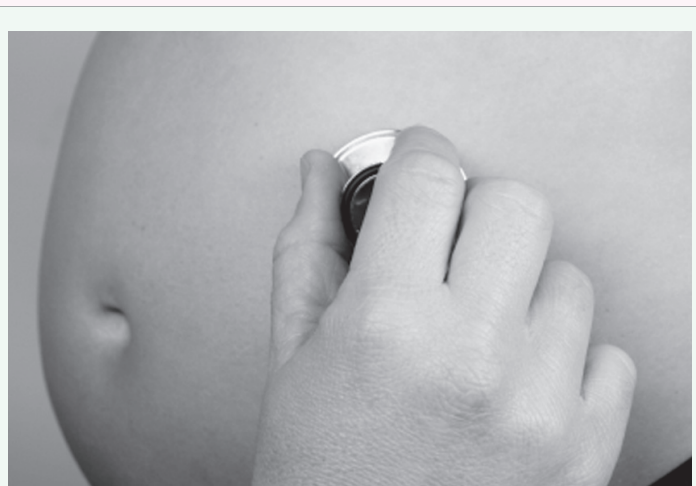


助産所評価とは？

これまで、助産所の質を第三者が評価し、社会にアピールするシステムはありませんでした。助産所評価とは、助産所からの申請に応じて、特定非営利活動法人 日本助産評価機構が独自に定める助産所評価基準に基づいて実施する認証評価です。その目的は、助産所の適格認定をおこない、助産実践等の質の保証と向上を図ること、および広く社会にその評価結果を公表することにあります。

評価を受ける意義は？

評価を受けることにより、客観的・中立的な立場から助産所の適格性が認定されます。また、機構から発行される適格認定証を所内に掲示することで、助産所への信頼につながります。さらに、助産所の現状を把握し、改善すべき点が明確になります。評価の過程で質の向上に向けたアドバイスを受けることができます。



申込みできる助産所は？

今回は分娩を取り扱っている有床助産所に限定させていただきます。

将来的には、保健指導や出張分娩のみを取り扱う助産所も評価対象にしていきたいと考えています。

申込みの方法は？

まず事前説明会に参加していただきます。参加された方には、参加証を発行します。申請できる期間は参加証発行日から1年以内です。

事前説明会は年2回(2月と9月)実施します。詳しい日時などは、ホームページをご覧ください。

評価の流れは？

事前説明会に参加(必須)

申請書を事務局に送付

自己評価調査票を提出

評価チームによる現地調査

評価結果の通知と公表

6ヶ月～
1年6ヶ月

評価の基準は？

全ての評価基準において「適切である」と判定された場合に、「適格認定」が与えられます。評価基準は以下の6章から構成されています。

- 1章 助産所の理念と管理運営の基本的事項
- 2章 妊産婦および新生児の権利と安全の確保
- 3章 地域における役割
- 4章 妊産婦および新生児へのサービス
- 5章 ケアの適切な提供
- 6章 助産所運営管理の合理性

詳しい内容は、特定非営利活動法人 日本助産評価機構ホームページ<http://www.josan-hyoka.org/>をご参照ください。

評価結果は公表されるの？

評価結果は評価報告書として助産所ごとに作成して送付されるだけでなく、機構の印刷物に掲載され、ホームページで広く社会にも公表されます。また、関連行政機関および各メディアにも公表されます。

費用はどのくらいかかるの？

「助産所評価手数料等に関する規定」に定められています。たとえば年間分娩件数が60件の場合は、30万円です。

定期的に受けるの？

適格認定の有効期間は5年間で、更新制となっています。認定後は自動的に当機構の認定会員となります。

適格認定を受けた証明は？ メリットは？

助産所評価基準に適合していることを示す認定証が交付され、認定マークの使用が認められます。機構は適格認定を発表して広く社会に知らせます。また、「助産所責任保険」加入保険料の減額を受けることができます。

日本助産評価機構って何？

特定非営利活動法人 日本助産評価機構は、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の支援をうけて、第三者評価機関として2007年1月に設立されました。助産専門職大学院の認証評価実施機関として、助産教育や助産実践の評価もおこなっています。助産所評価では、助産所における助産実践等の向上を図ることを目的に、助産所機能の適格認定をおこなっています。

特定非営利活動法人 日本助産評価機構

事務局

〒111-0054

東京都台東区烏越2-12-2

日本助産師会館3階

TEL&FAX 03-3866-3180

ホームページ <http://www.josan-hyoka.org/>